

# 指定管理者制度における 賃金及び物価スライド制度の手引き

令和8年6月

千葉市総務局情報経営部

業務改革推進課

## 目次

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 第1 スライド制度の概要 .....         | - 1 - |
| 1 制度導入の趣旨 .....            | - 1 - |
| 2 基本的な考え方 .....            | - 1 - |
| 3 対象施設 .....               | - 2 - |
| 4 対象経費 .....               | - 2 - |
| 5 基準額 .....                | - 2 - |
| 6 請求者負担 .....              | - 3 - |
| 7 変動率 .....                | - 3 - |
| 8 その他の取扱い .....            | - 4 - |
| 第2 スライド制度の運用 .....         | - 5 - |
| 1 主な手続き .....              | - 5 - |
| 2 運用スケジュール .....           | - 5 - |
| (参考) スライド額の算出方法【計算例】 ..... | - 6 - |
| 第3 別紙及び様式集 .....           | - 7 - |

# 第1 スライド制度の概要

## 1 制度導入の趣旨

本市では、平成17年度の指定管理者制度導入以降、指定期間中の賃金及び物価の変動による運営費上昇リスクは指定管理者が負担するものとしており、指定管理者の選定にあたっては、応募者があらかじめ想定したうえで収支計画等を作成することとしてきた。

しかし、近年では、賃金及び物価が急激に上昇しており、今後の運営費への影響を見通すことが困難となっている。

このような社会経済情勢の中でも、指定管理者制度を活用した公の施設の安定的運営や、市民サービスの持続的な提供を確保するため、賃金及び物価に一定以上の変動が認められる場合に、これに合わせて指定管理料を増減させる仕組み（以下、「スライド制度」という。）を導入する。

## 2 基本的な考え方

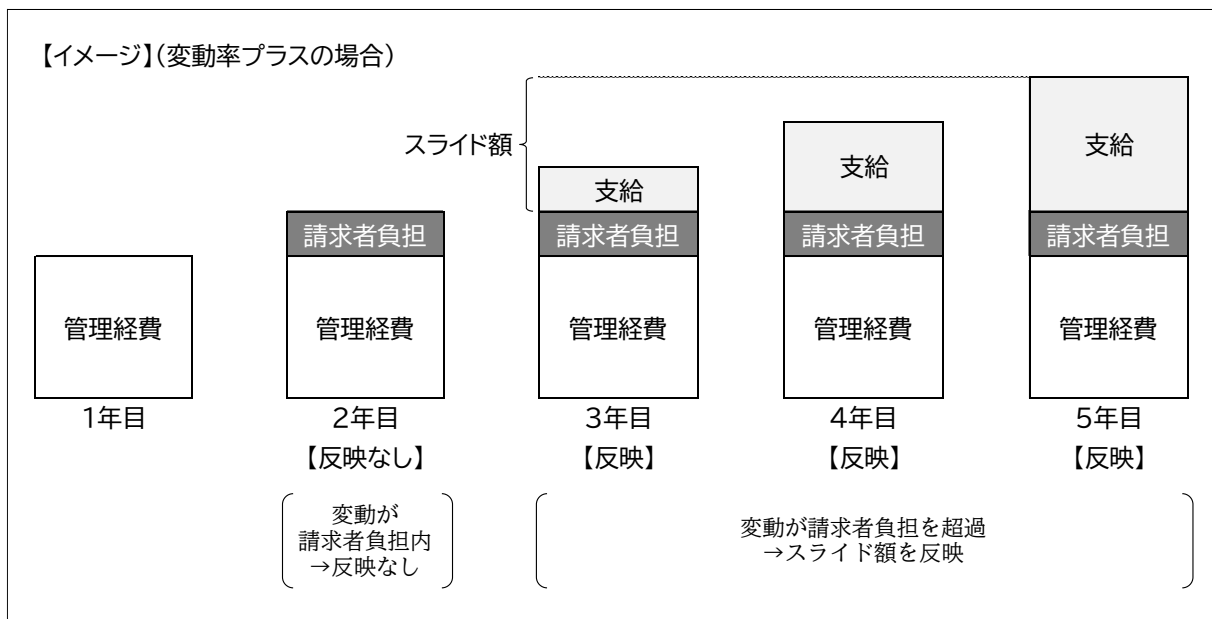
管理業務（自主事業は含まない）にかかる指定期間2年目以降の管理経費について、賃金及び物価の変動率を用いて算定した管理経費の見直し額から一定の変動を除いた額（以下、「スライド額」という。）を算出し、所定の予算手続き等を経て、翌年度の指定管理料にスライド額を反映することを原則とする。

※指定期間1年目の指定管理料は、選定時の提案において賃金及び物価の変動が見込まれているものとして、適用しない。

※変動率がプラスの場合は、市はスライド額を翌年度指定管理料に上乗せ、マイナスの場合はスライド額を翌年度指定管理料から差引く。

※一定の変動については、請求者（指定管理者又は市）がリスクを負担することとする（以下、「請求者負担」という）。

※この方法に依り難い場合は、市及び指定管理者の協議により、別の算定方法を用いることがある。



### 3 対象施設

令和8年度以降に指定管理者を選定する施設から導入し、以後、順次指定期間の更新に併せて導入する。  
ただし、以下については、本制度の適用対象外とする。

- (1) 施設の管理運営経費の全てを指定管理業務に係る収入（利用料金等）で賄っている施設
- (2) PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく事業での指定管理導入施設において、個別の事業契約などでスライド制度に類似する制度を導入している施設

### 4 対象経費

|                |  |
|----------------|--|
| ①人件費           | 施設に従事する職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者に支給される以下の経費<br>・労働基準法第11条に規定する賃金<br>（給与・賃金、賞与、諸手当〔超過勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当等〕、<br>雇用保険料・社会保険料など）<br>・社会保険料の指定管理者負担分等の法定福利費に該当する経費<br><br>※有償ボランティア等、雇用の形態をとっていない場合は対象外<br>※役員報酬、退職金等の賃金に該当しないものは間接費に計上すること<br>※一部再委託等による受託者の人件費や人材派遣委託による経費は委託費に計上すること |
| ②事務費・<br>管理費   | 指定管理業務を行う上で必要となる経費<br>（報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、<br>手数料、保険料、公課費、施設管理費、設備機器管理費、修繕費など）   |
| ③委託費           | 指定管理業務の一部再委託に必要となる経費   |
| ④管理に係る<br>備品経費 | 指定管理業務に直接要する物品の購入に必要となる経費  |
| ⑤間接費           | 上記以外で、企業・団体の維持運営に必要な経費（※）のうち、当該施設の指定管理にかかるもの<br><br>※本部における総務・会計・人事・福利厚生等に係る費用など組織を維持運営していくための経費、又は、本部における当該業務の管理に係る費用など施設を管理運営するために必要となる経費  |

### 5 基準額

スライド額算出の基準とする額（以下、「基準額」という。）は、指定に係る申請時に申請者が提出する、対象となる経費等を記載した「指定管理に係る管理経費等内訳書（別紙3）」の合計（税抜）額とする。

## 6 請求者負担

各年度の基準額の±1%とする。

変動率がプラスの場合、請求者負担額を超える部分（1%を超える部分）について、市はスライド額を上乗せした指定管理料を、指定管理者に支払う。

変動率がマイナスの場合、請求者負担額を超える部分（-1%を超える部分）について、市はスライド額を差引いた指定管理料を、指定管理者に支払う。

## 7 変動率

使用する指標は、原則以下を用いることとするが、国、県等が公表する、より適正な指標が他にある場合は、それを用いることもできるものとする。

| 経費             | 使用する指標   | 変動率算出方法  |
|----------------|--|--|
| ①人件費           | 【常勤職員】<br>民間給与実態調査<br>(千葉市人事委員会公表)                             | 民間給与(月例給)×(12か月+特別給民間支給月数)<br>を前年度と比較                              |
|                | 【非常勤職員】<br>千葉県最低賃金   | 最低賃金の額を前年度と比較  |
| ②事務費・<br>管理費   | 企業向けサービス価格指数<br>「建物サービス・警備」<br>(日本銀行調査統計局公表)                   | 前年9月～当年8月(9月公表の訂正值)の1年間平均値を<br>その前年1年間平均値と比較                       |
| ③委託費           |  |  |
| ④管理に係る<br>備品経費 |  |  |
| ⑤間接費           | 各年度の基準額における、<br>上記①～④の合計に占める<br>⑤の割合(a)<br>⑤ / (①+②+③+④) = (a) | ①～④の変動後の合計額に(a)を乗じ<br>変動後の間接費を算出<br>(①' + ②' + ③' + ④') × (a) = ⑤' |

(「変動率」及び「間接費割合」は小数点以下第3位を四捨五入とする)

【変動率の算出式(小数点以下第3位を四捨五入)】

(1) 賃金：常勤職員

$$\text{変動率}(\%) = \frac{\text{〇年度月給例} \times (12 + \text{〇年度特別給支給月数}) - \{(\text{〇}-1)\text{年度月給例} \times (12 + (\text{〇}-1)\text{年度特別給支給月数})\}}{(\text{〇}-1)\text{年度月給例} \times (12 + (\text{〇}-1)\text{年度特別給支給月数})} \times 100$$

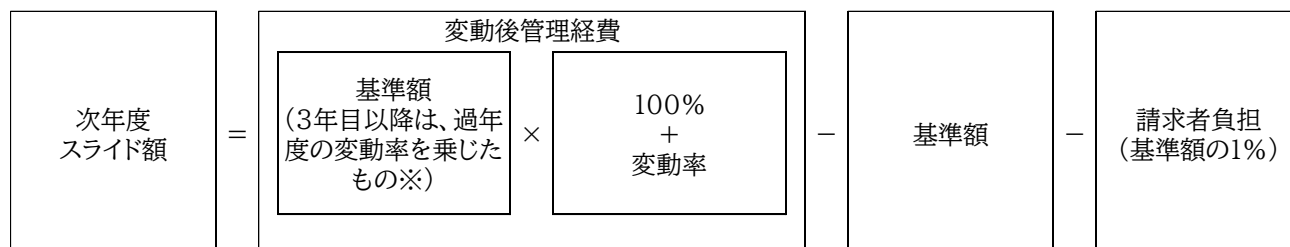
(2) 賃金：非常勤職員

$$\text{変動率}(\%) = \frac{\text{〇年度千葉県最低賃金} - (\text{〇}-1)\text{年度千葉県最低賃金}}{(\text{〇}-1)\text{年度千葉県最低賃金}} \times 100$$

### (3) 物価

$$\text{変動率 (\%)} = \frac{\begin{array}{l} (\text{〇}-1)\text{年9月}\sim\text{〇年8月の企業向けサービス価格指数の平均値} \\ - (\text{〇}-2)\text{年9月}\sim(\text{〇}-1)\text{年8月の企業向けサービス価格指数の平均値} \end{array}}{\begin{array}{l} (\text{〇}-2)\text{年9月}\sim(\text{〇}-1)\text{年8月の企業向けサービス価格指数の平均値} \end{array}} \times 100$$

【スライド額の算出式（「変動後管理経費」及び「請求者負担」は1円未満を四捨五入）】



※ 指定管理3年目 … 基準額 × (100%+2年目の変動率)  
指定管理4年目 … 基準額 × (100%+2年目の変動率) × (100%+3年目の変動率)  
指定管理5年目 … 基準額 × (100%+2年目の変動率) × (100%+3年目の変動率) × (100%+4年目の変動率)

## 8 その他の取扱い

### (1) スライド対象について

スライド制度は、賃金及び物価の変動に対応するものであり、原則、基準額は変更できないものとし、当初計画にない突発的な人員増等、人員構成の変更に伴う人件費の変動については考慮しない。

また、自主事業に係る経費については、対象外とする。

### (2) 著しい社会経済情勢等の変化が生じた場合の対応について

市又は指定管理者は、社会経済情勢等の著しい変動により、スライド額が不相当と認められる場合には、相手方に対して協議を申し出ることができることとし、対応について、協議の上で定めることとする。

## 第2 スライド制度の運用

### 1 主な手続き

- (1) 市は、指定管理者の募集時に、スライド制度に関する事項を募集要項等に明記する。
- (2) 市は、指定期間開始後、毎年度、変動率を用いて算出した次年度のスライド額を指定管理者に通知し協議（様式1）する。
- (3) 指定管理者は、市から提示されたスライド額に係る協議について、市に回答（様式2）を提出する。  
（変動率がマイナスの場合、指定管理者は異存がある場合に限り、市に回答（任意様式）を提出する。  
協議後、市から指定管理者に請求（様式3）する。）
- (4) スライド額が生じる場合、市は、速やかに次年度の予算要求に反映する。
- (5) 予算の議決後、市は、確定したスライド額を指定管理者に通知（様式4）する。
- (6) 市は、スライド額を反映した指定管理料に基づき、年度協定書の締結を行う。

### 2 運用スケジュール

| 時期            |                  | フェーズ        | 対応   |
|---------------|------------------|-------------|--|
| 選定年度          | 5月～7月            | 指定管理料上限額協議  |  |
|               | 7月～9月            | 指定管理者の募集・選定 | ・指定管理料上限額決定(スライド額を除いた額)<br>・募集要項等に指定管理料スライド制度に関する事項を記載   |
|               | 10月～12月          | 議会・予算       | ・指定議案、予算議案(債務負担行為)議会提出(第4回定例会)   |
|               |                  |             | ・1年目指定管理料予算要求  |
|               | 1月～3月            | 基本協定の締結     | ・基本協定書に「特約条項」(別紙1)、「特記仕様書」(別紙2)を添付   |
| スライド額<br>計算年度 | 4月               | 年度協定の締結     |  |
|               | 9月               | スライド見込額の算出  | ・前年度の変動率を用い、スライド見込額を財政課に事前報告   |
|               | 10月              | 指標の変動率決定    | ・指定管理者へのスライド額の提示及び協議（様式1）  |
|               |                  |             | ・増額の場合、指定管理者から協議への回答を受領(様式2)<br>・減額かつ異存がある場合、指定管理者から回答を受領(任意様式)<br>回答がない場合又は回答に伴う協議完了後、スライド額を指定管理者へ請求(様式3) |
|               | 10月末～            | 予算要求        | ・次年度指定管理料及びスライド額の予算要求  |
|               | ～3月              | スライド額決定     | ・予算議決後、スライド額を指定管理者に通知(様式4)   |
|               |                  | 基本協定の変更     | ・指定管理料総額にスライド額を反映  |
|               |                  | 次年度協定準備     | ・次年度の年度協定書にスライド額を反映  |
| スライド額<br>反映年度 | 4月               | 年度協定の締結     |  |
|               | 4月以降             | 指定管理料支払     | 年度協定に基づきスライド額を反映した指定管理料の支払   |
|               | (以降、スライド計算年度と同様) |             |  |

(参考) スライド額の算出方法【計算例】

■変動前の指定管理に係る管理経費 ※基準額が各年度同額の場合

| No.             | 項目        |    | R10        | R11        | R12        | R13        | 備考                     |
|-----------------|-----------|----|------------|------------|------------|------------|------------------------|
| ①-1             | 人件費(常勤)   | a1 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |                        |
| ①-2             | 人件費(非常勤)  | a2 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |                        |
| ②               | 事務費・管理費   | b  | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |                        |
| ③               | 委託費       | c  | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |                        |
| ④               | 管理に係る備品経費 | d  | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |                        |
| ⑤               | 間接費       | e  | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   |                        |
| [変動前]管理経費合計(税抜) |           |    | f          | 5,500,000円 | 5,500,000円 | 5,500,000円 |                        |
| 間接費率            |           |    | g          | 0.10       | 0.10       | 0.10       | $e \div (a1+a2+b+c+d)$ |
| 請求者負担額          |           |    | h          | 55,000円    | 55,000円    | 55,000円    | $f \times 1\%$         |

■スライド1回目(指定期間が5年のケースで2年目のスライド額を算出)

【民間給与実態調査が8%、千葉県最低賃金が6%、企業向けサービス価格指数が3%上昇した場合】

| No.             | 項目        |     | R10        | R11        | R12        | R13        | 備考                            |
|-----------------|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|-------------------------------|
| ①-1             | 人件費(常勤)   | a1' | 1,080,000円 | 1,080,000円 | 1,080,000円 | 1,080,000円 | $a1 \times \text{民間実態調査変動率}$  |
| ①-2             | 人件費(非常勤)  | a2' | 1,060,000円 | 1,060,000円 | 1,060,000円 | 1,060,000円 | $a2 \times \text{最低賃金変動率}$    |
| ②               | 事務費・管理費   | b'  | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | $b \times \text{物価変動率}$       |
| ③               | 委託費       | c'  | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | $c \times \text{物価変動率}$       |
| ④               | 管理に係る備品経費 | d'  | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | 1,030,000円 | $d \times \text{物価変動率}$       |
| ⑤               | 間接費       | e'  | 523,000円   | 523,000円   | 523,000円   | 523,000円   | $(a1'+a2'+b'+c'+d') \times g$ |
| [変動後]管理経費合計(税抜) |           |     | f'         | 5,753,000円 | 5,753,000円 | 5,753,000円 |                               |
| スライド額算出         |           |     |            |            |            |            |                               |
| [変動前]管理経費合計(税抜) |           |     | f          | 5,500,000円 | 5,500,000円 | 5,500,000円 |                               |
| [変動後]管理経費合計(税抜) |           |     | f'         | 5,753,000円 | 5,753,000円 | 5,753,000円 |                               |
| 請求者負担額          |           |     | h          | 55,000円    | 55,000円    | 55,000円    |                               |
| スライド額(税抜)       |           |     |            | 198,000円   | 198,000円   | 198,000円   | $f'-f-h$                      |
| 消費税相当額          |           |     |            | 19,800円    | 19,800円    | 19,800円    |                               |
| スライド額(税込)       |           |     | i          | 217,800円   | 217,800円   | 217,800円   |                               |

■スライド2回目(指定期間が5年のケースで3年目のスライド額を算出)

【民間給与実態調査が5%、千葉県最低賃金が3%、企業向けサービス価格指数が2%上昇した場合】

| No.             | 項目        |      | R11        | R12        | R13        | 備考                                 |
|-----------------|-----------|------|------------|------------|------------|------------------------------------|
| ①-1             | 人件費(常勤)   | a1'' | 1,134,000円 | 1,134,000円 | 1,134,000円 | $a1' \times \text{民間実態調査変動率}$      |
| ①-2             | 人件費(非常勤)  | a2'' | 1,091,800円 | 1,091,800円 | 1,091,800円 | $a2' \times \text{最低賃金変動率}$        |
| ②               | 事務費・管理費   | b''  | 1,050,600円 | 1,050,600円 | 1,050,600円 | $b' \times \text{物価変動率}$           |
| ③               | 委託費       | c''  | 1,050,600円 | 1,050,600円 | 1,050,600円 | $c' \times \text{物価変動率}$           |
| ④               | 管理に係る備品経費 | d''  | 1,050,600円 | 1,050,600円 | 1,050,600円 | $d' \times \text{物価変動率}$           |
| ⑤               | 間接費       | e''  | 537,760円   | 537,760円   | 537,760円   | $(a1''+a2''+b''+c''+d'') \times g$ |
| [変動後]管理経費合計(税抜) |           |      | f''        | 5,915,360円 | 5,915,360円 |                                    |
| スライド額算出         |           |      |            |            |            |                                    |
| [変動前]管理経費合計(税抜) |           |      | f          | 5,500,000円 | 5,500,000円 |                                    |
| [変動後]管理経費合計(税抜) |           |      | f''        | 5,915,360円 | 5,915,360円 |                                    |
| 請求者負担額          |           |      | h          | 55,000円    | 55,000円    |                                    |
| スライド額(税抜)       |           |      |            | 360,360円   | 360,360円   | $f''-f-h$                          |
| 消費税相当額          |           |      |            | 36,036円    | 36,036円    |                                    |
| スライド額(税込)       |           |      | i          | 396,396円   | 396,396円   |                                    |

- ・変動率、間接費率 : 小数点以下第3位を四捨五入
- ・消費税及び地方消費税の相当額 : 1円未満切り捨て
- ・その他 : 1円未満を四捨五入

賃金及び物価の変動に係る特約条項

- 第1条 市又は指定管理者は、指定期間の開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、相手方に対して、変動に対応した経費から、変動前指定管理に係る管理経費と変動後指定管理に係る管理経費との差額のうち、変動前指定管理に係る管理経費の100分の1を超える増額分又は減額分（以下、「スライド額」という。）を請求することができる。
- 2 市又は指定管理者は、前項の規定による請求があったときは、指定管理料の変更に応じなければならない。なお、スライド額の算出方法は別紙「賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項に関する特記仕様書」に定める。
- 3 スライド額は、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき市と指定管理者とが協議して定める。ただし、この条に基づく請求に係る協議書を発出した日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、指定管理者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定より指定期間内において12月を経過する毎にできるものとし、この場合においては、同項中「指定期間の開始の日」とあるのは、「事業年度の開始の日」とする。

賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項に関する特記仕様書

本施設は、賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項を適用するものである。

- 1 本指定管理業務における人件費とは、指定管理者が本指定管理業務に直接従事する者に、本指定管理業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金及び社会保険料の指定管理者負担分等の法定福利費に該当する経費をいう。

なお、役員報酬、退職金等の賃金に該当しないものは間接費に計上すること。

また、再委託等における受託者の人件費及び人材派遣委託による経費は委託費に計上すること。

- 2 本指定管理業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）

千葉県最低賃金

その他（ ）

(2) 物価水準

企業向けサービス価格指数 建物サービス・警備（日本銀行調査統計局公表）

その他（ ）

- 3 スライド額の算定基礎（基準額）は、次のとおりとする。

指定管理者から提出された指定管理に係る管理経費内訳書

（ただし、この場合におけるスライド額は、指定管理に係る管理経費等内訳書に記載された対象年度経費に変動率を乗じた額から、変動前指定管理に係る管理経費の100分の1を差引いた額とする。）

## 指定管理に係る管理経費等内訳書

|        |   |    |  |
|--------|---|----|--|
| 施設名    |   |    |  |
| 指定管理者名 |   |    |  |
| 指定期間   | ～ | 年数 |  |

(単位:円)

| No.    | 項目        | 指定期間合計 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|--------|-----------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①-1    | 人件費(常勤)   | 0円     |     |     |     |     |     |
| ①-2    | 人件費(非常勤)  | 0円     |     |     |     |     |     |
| ②      | 事務費・管理費   | 0円     |     |     |     |     |     |
| ③      | 委託費       | 0円     |     |     |     |     |     |
| ④      | 管理に係る備品経費 | 0円     |     |     |     |     |     |
| ⑤      | 間接費       | 0円     |     |     |     |     |     |
| 合計(税抜) |           | 0円     | 0円  | 0円  | 0円  | 0円  | 0円  |
| 消費税相当額 |           | 0円     |     |     |     |     |     |
| 合計(税込) |           | 0円     | 0円  | 0円  | 0円  | 0円  | 0円  |

|         |  |  |    |    |    |    |
|---------|--|--|----|----|----|----|
| 請求者負担額※ |  |  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|---------|--|--|----|----|----|----|

※各年度管理経費合計(税抜)の1%

|            |  |
|------------|--|
| ①人件費       | 施設に従事する職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者に支給される以下の経費・労働基準法第11条に規定する賃金<br>(給与・賃金、賞与、諸手当[超過勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当等]、雇用保険料・社会保険料など)<br>・社会保険料の指定管理者負担分等の法定福利費に該当する経費<br>※有償ボランティア等、雇用の形態をとっていない場合は対象外<br>※役員報酬、退職金等の賃金に該当しないものは間接費に計上すること<br>※一部再委託等による受託者の人件費や人材派遣委託による経費は委託費に計上すること |
| ②事務費・管理費   | 指定管理業務を行う上で必要となる経費<br>(報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、公課費、施設管理費、設備機器管理費、修繕費など)   |
| ③委託費       | 指定管理業務の一部再委託に必要となる経費   |
| ④管理に係る備品経費 | 指定管理業務に直接必要となる物品の購入に必要となる経費  |
| ⑤間接費       | 上記以外で、企業・団体の維持運営に必要な経費(※)のうち、当該施設の指定管理にかかるもの<br>※本部における総務・会計・人事・福利厚生等に係る費用など組織を維持運営していくための経費、又は、本部における当該業務の管理に係る費用など施設を管理運営するために必要となる経費  |

スライド額【増額】が生じる場合  
(市→指定管理者)

(様式1-1)

(文書番号)  
令和 年 月 日

(指定管理者) 様

千葉市長

令和 年度におけるスライド額について (協議)

令和 年度 (年度) におけるスライド額について、各指標の変動を基に算定した結果、下記のとおり提示するとともに、賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第3項に基づき協議します。

施設の管理運営状況等を踏まえ、スライド額の必要性をご検討のうえ、ご回答ください。

記

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 スライド額 \_\_\_\_\_ 円  
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)  
※算出方法は、様式5「スライド額計算内訳書」のとおり。

3 回答方法

(1) 提出書類

様式2 令和 年度スライド額に係る協議(回答)

(2) 提出期限

令和 年 月 日 ( )

※期限厳守。提出がない場合、スライド額は不要とみなします。

【注意事項】

スライド額については、令和 年度予算の議決後、予算の範囲内で最終的に決定します。

(担当) ○○局○○部○○課 担当者名

電話:

Email:

スライド額が発生しない場合  
スライド額【減額】が生じる場合  
(市 → 指定管理者)

(様式1-2)

(文書番号)  
令和 年 月 日

(指定管理者) 様

千葉市長

令和 年度におけるスライド額について (協議)

令和 年度 (年度) におけるスライド額について、各指標の変動を基に算定した結果、下記のとおり提示するとともに、賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第3項に基づき協議します。

なお、異存がない場合は、回答は不要です。

記

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 スライド額

いずれかを選択

なし

又は

△ \_\_\_\_\_ 円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

※算出方法は、様式5「スライド額計算内訳書」のとおり。

3 理由

- (例) ・当該年度の変動額が請求者負担額内のため。  
・当該年度の変動額が請求者負担額を超えて減額となったため。

4 異存がある場合の回答の提出期限

令和 年 月 日 ( )

※期限厳守。提出がない場合、異存がないものとみなします。

※回答は任意様式です。

(担当) ○○局○○部○○課 担当者名

電話:

Email:

スライド額【増額】が生じる場合

(指定管理者 → 市)

令和 年 月 日

千葉市長 様

所在地  
指定管理者 商号又は名称  
代表者職氏名

令和 年度におけるスライド額に係る協議について (回答)

賃金及び物価の変動を踏まえた令和 年度スライド額について、下記のとおり回答します。

記

- 1 施設名 \_\_\_\_\_
- 2 指定管理料の変動（スライド額の追加）の要否
- 要（賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項に基づき請求します）
- 不要（賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項に基づく請求は行いません）
- ※いずれかの□にチェックを記入してください。
- ※要にチェックをした場合は、3及び4にも回答してください。

- 3 スライド額 \_\_\_\_\_ 円  
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

- 4 スライド額の活用計画
- 人件費
- 物件費
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

※主に該当するものの□にチェックを記入してください。

(担当)

スライド額【減額】が生じる場合  
(市 → 指定管理者)

(様式3)

(文 書 番 号)  
令和 年 月 日

(指定管理者) 様

千葉市長

令和 年度におけるスライド額について (請求)

令和 年度 ( 年度) におけるスライド額について、賃金及び物価の変動に係る特約条項第1条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 スライド額  $\Delta$  \_\_\_\_\_ 円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

※算出方法は、様式5「スライド額計算内訳書」のとおり。

(担当) ○○局○○部○○課 担当者名

電 話 :

Email :

スライド額が生じる場合

(市 → 指定管理者)

(様式4)

(文 書 番 号)

令和 年 月 日

(指定管理者) 様

千葉市長

令和 年度スライド額の決定について (通知)

賃金及び物価の変動を踏まえた令和 年度スライド額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 スライド額 \_\_\_\_\_ 円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

<留意事項>

本スライド額の決定は、賃金及び物価の変動に係る特約条項に基づき行うものです。

つきましては、スライド額が指定管理料に加算される場合、スライド制度の趣旨をご理解いただき、賃金の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、対応状況を確認するために、千葉市より照会をさせていただく場合があります。

(担当) ○○局○○部○○課 担当者名

電 話 :

Email :

(様式5)

スライド額計算内訳書

(単位：円)

|                                     | 2年目スライド額計算 |     |         | 3年目スライド額計算 |     |         | 4年目スライド額計算 |     |           | 5年目スライド額計算 |     |             |
|-------------------------------------|------------|-----|---------|------------|-----|---------|------------|-----|-----------|------------|-----|-------------|
|                                     | 基準額        | 変動率 | 変動後の額   | 基準額        | 変動率 | 変動後の額   | 基準額        | 変動率 | 変動後の額     | 基準額        | 変動率 | 変動後の額       |
|                                     | a          | b   | c=a×b   | d          | e   | f=d×b×e | g          | h   | i=g×b×e×h | j          | k   | l=j×b×e×h×k |
| ①-1 人件費（常勤）                         |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| ①-2 人件費（非常勤）                        |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| ② 事務費・管理費                           |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| ③ 委託費                               |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| ④ 管理に係る備品経費                         |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| ⑤ 間接費                               |            |     | (①~④)×m |            |     | (①~④)×m |            |     | (①~④)×m   |            |     | (①~④)×m     |
| 合計（税抜）                              |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| 間接費率(m)                             |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| 請求者負担額(基準額の1%)                      |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| スライド額（税抜）<br>(変動後の額 - 基準額 - 請求者負担額) |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| 消費税相当額                              |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |
| スライド額（税込）                           |            |     |         |            |     |         |            |     |           |            |     |             |

【小数点以下の処理】

- ・変動率、間接費率 : 小数点以下第3位を四捨五入
- ・消費税及び地方消費税の相当額 : 1円未満切り捨て
- ・その他 : 1円未満を四捨五入